

風早北部
防犯情報

しょうなん

行動無くして結果生まれず

SHOW "No Action No-result"

間もなく違反行為の
対象になります。今年4月から自転車運転違反切符
(通称「青切符」)交付制度＝摘発や
犯則金徴収が導入されます
警察当局がそのルールを公表中です

既にご案内のとおり、来年度(今年4月)から自転車利用者の交通違反が本格的に取締りの対象になり、悪質な事案は摘発/罰金処分になります。警察庁は昨年9月4日に、違反内容や取締りの方針をまとめた「自転車ルールブック(PDF データサイズは 19MB)※」を公表しました。警察庁ホームページからダウンロードが可能です。悪質な事例の一部は下段参照。

※本紙面の読者でご要望あれば紙面印刷版(A4 判で 53 頁)を無料で差しあげます(お渡し場所は、沼南庁舎 1 階の当会事務室前)ので、「boux2@kazakita.org」までメールでご用命ください。本紙面は昨年11月発信の第214号のリメイク版です。

違反自体が悪質・危険なもの

* 以下に記載している交通違反は例であり、これら以外の違反でも検挙の対象となり得ます。

① 刑事手続によって処理される重大な違反

[検挙(刑事手続により処理)]

(例)



飲酒運転



あおり運転



ながらスマホで道路における危険を生じさせた場合

② 反則行為の中でも、重大な事故につながるおそれが高い違反

[検挙(青切符が交付され、反則金を納付すれば手続終了)]

(例)



遮断踏切立入り



ブレーキなし



ながらスマホ

違反態様が悪質・危険なもの

* 以下に記載している交通違反は例であり、これら以外の違反でも検挙の対象となり得ます。

③ 違反により実際に交通事故を発生させたとき

[検挙(刑事手続により処理)]

(例)

ハンドルから手を離して
自転車を運転した結果、
歩行者と衝突したとき

④ 違反の結果、実際に交通への危険を生じさせたり、事故の危険が高まっているとき

[検挙(青切符が交付され、反則金を納付すれば手続終了)]

(例)

信号無視で交差点に進
入し、青信号で進行し
ている車両に急ブレー
キをかけさせたとき傘を差しながら
一時不停止をしたとき

⑤ 違反であることについて指導警告されているにもかかわらず、あえて違反を行ったとき

[検挙(青切符が交付され、反則金を納付すれば手続終了)]

(例)

警察官による指導警告
に従わず、右側通行を
継続したとき前方に指導取締りを行
っている警察官の姿を
認めながら、それを
気にすることなく、指
導警告のいともまなく
信号無視をしたとき

次頁(裏面)以降には、ルール改正に伴う論点を解説したインターネットの有用サイトを紹介しています。